

質的調査法による高齢者ケアサービスの研究

—— Grounded Theory の可能性をめぐる ——

木 下 康 仁

I 本論文の目的と範囲

この論文の目的は、まず第一に、高齢者を対象とするケアサービスについて質的調査法を用いた研究の必要性和有効性を明らかにすることにあり、次いで、その一つの具体例たりうるのではないかと筆者が考えているグラウンデッド・セオリー (Grounded Theory, 以下、GT 法と略記する) について紹介的かつ批判的に論じることにある。

こうした課題に取り組むに当たり、一つの立場を冒頭で明示しておきたい。それは、この論文で質的調査というとき、一体それを行うのは誰であるかという点である。通常は専門的研究者が想定されるため、方法論的、技術的部分は詳述されても調査を行う人間については言及がないか、あっても確認的であり、多少の説明があるとすれば専門的研究者を主とした上でそれ以外の人たちを副次的に想定する場合であろう。しかし、本稿では専門的研究者ではなく高齢者へのケアサービスに従事している実務者、とりわけ、ケースワーカーなどのように利用者の理解を前提に援助計画を策定したり、さまざまな関連組織や団体を相手に連絡や調整を行いつつ社会資源をオーガナイズしたり、あるいは利用者やその家族への相談業務を行う人たちを、調査者として一義的に想定していく。これはむしろ専門的研究者を除外するというのではないが、一義的設定を実務者の側におくということである。したがって、研究活動それ自体が職業的に行われる場合ではなく、実務者が実務と密接に関連するところで質的調査を行い、しかも

その結果が再び実務に還元されていくという実践的レベルに焦点をおいていくこととする。

むしろ、実務者が行いするのは質的調査のみでないことは言を俟たないが、反面、数量的調査との比較において質的調査が独自性を発揮できるのは、時間やコストなどの点で実施しやすいという現実的な面と、調査と実務との関連性の取りやすさの面にあるとも考えられる。

ここでは高齢者へのケアサービスにおける質的調査法に限定しているが、実務者が調査研究面で力量を付ける必要性自体に関しては異論はないであろう。とりわけ社会福祉学の大学院修了者が今後多く実務に入っていくと予想されること、社会福祉士の資格保持者への専門的研修の必要性、さらには、ニーズアセスメントやケアマネジメントなどに携わる人たちの増加などを考慮すると、本論の立場は当然でありむしろ強調されるべき時にきているともいえよう。

ところで、われわれは高齢者へのケアサービスを研究対象とする場合について考えていくのだが、本稿で論ずる内容は高齢者へのケアサービスだけに限定される性質のものではなく、他の対人援助あるいは直接的、対面的、社会的相互作用に関する研究にも通ずるものであることを指摘しておきたい。その中でとくに高齢者へのケアサービスに絞るのは、第一に、筆者のこれまでの経験がこの領域であったため論述内容が現実と乖離しないように判断しやすいことと、第二に、高齢者のニーズ特性はその多様性と包括性にあるから高齢者の場合について理解すればケアサービス一般についての理論的最大幅をおさえることができるからで

あり(木下, 1996), そして第三には, 現在高齢者へのケアサービスのあり方が, その制度的仕組みを中心に社会的に高い関心を集めてきていることによる。

II 公的介護保険制度と構造化されたジレンマ

1 制度化されたサービスシステム

高齢者へのケアサービスをめぐる最近の動向を一語でまとめるとすれば, 設立が確実視されている公的介護保険制度に尽きるといっても過言ではない。制度が開始される時点でどのような形になるかはともかく, この制度に関して指摘されるべき点はほぼ出尽くしたとみてよからう。ただ, その議論に立ち入るのは本稿の目的ではないので, ここでわれわれが確認しておきたいことは次の点である。まず第一に, この制度が非常に多様なサービスメニューをもつことである。医療保険と比べると, この点は歴然としている。第二には, ニーズアセスメント, すなわち, 要介護度の判定を詳細なフォーマットを用いて行おうとしている点である。しかも, その作業を専門性の異なる複数の人間からなるチーム体制で行おうというものである。これは, 単にサービスメニューが多様ということだけではなく, ニーズ領域も一様ではないことを意味している。

介護保険におけるこうした特性を, どのように理解したらよいであろうか。介護保険と銘打っていれば介護面だけに対応できれば十分かというとは実はそうではなく, 介護だけでは成り立たない領域を潜在的守備範囲としながら介護面のサービスを中心に提供しようとしているところにこの保険制度のあいまいな性格, 限定的性格があるように思われる。つまり, 要介護状態…その程度はともかくとして…の高齢者を基本的には在宅生活において援助しようというのが潜在的守備範囲であり, 保険が提供するだけのサービスではその範囲をカバーしきれないことをまず認識しておくべきであろう。そうしないと, 要介護状態の判定だけが重要な作業であると錯覚しかねないからである。

高齢者のニーズ特性を理解すれば, この点はよ

く分かるはずである。筆者はすでに老いのプロセス全般にわたるニーズとサービスの関係を整理している(木下, 1989, 1993)。その理論的カギは極めて複合的世界である日常生活なるものをいかに理論化して捉えるかであり, それはサービスがある程度多様であればその組み合わせによって対応しきれものかといえ, そうではないからである。逆にいえば, サービスの多様化という方向だけでは不十分なのであり, サービス化できない部分があるということ, そして, その部分をいかに読み取るかが実際の利用者との関係において重要となるのである。

この点との関連でも, 本稿で述べる質的調査は有効であると考えている。

もう一点, 介護保険についてここで整理しておくべきことは, この制度により複合的, 多樣的現象に秩序枠組みを与えるマシンのようなシステムが登場するということである。すなわち, 1990年からのゴールドプラン(高齢者保健福祉十カ年戦略)に始まり, 地方老人保健福祉計画を経て新ゴールドプランへと展開してきた高齢者サービスの整備・拡充の動きが, 一応の制度的到達点に達するのである。保険あってサービスなしというサービス提供体制の準備不足についての批判もあるが, これは保険制度化の拙速さへの批判ではあっても時間的に解決されていくものであろうから, 本質的な問題ではなからう。

それ以上に重要なことは, これまでどちらかといえばサービスごとに, あるいは, 行政でいえば国, 都道府県, 市町村ごとの財源から事業単位で予算化されてきたサービス提供が, この保険制度により今や全体として一つの大きなシステムを構成する要素化しているという点である。統合的システムとしての介護保険制度は, 要介護認定とケアプランを含んだケアマネジメント, その評価と再評価を軸にフローチャートにそった流れにより実務は運営されていくようである。また, 要介護度をカテゴリー的に費用換算することになるから, 市場原理に基づき多様なサービス提供組織を競合させつつ選択していくという一種のブローカー的役割が現実にはかなりの比重を占めるのではない

かとも予測される。換言すると、そうなればなるほど、システム主導の展開になっていくということである。

制度化されたシステムは、二重の、相互に補完しあう機能において秩序を形成していく。サービスの提供面で自律的な動きになるだけではなく、経営的自立性も要請されるので、システム維持が至上化していくであろう。したがって、そのための調整機能が作動することになると、実際のサービス授受のレベルにおける問題自体の定義がシステムによって規定されることになるであろう。つまり、何が問題であるのかがカテゴリーとして予め設定され、それからこぼれ落ちる部分については意識化されなくなっていくのではないかと思われる。国家的制度としてのシステムはメガサイズであるが故に、公平性、平等性、合理性、透明性などのシステムとしての一般要件を取り入れるようにならざるを得ないため、結果として援助者側だけでなく利用者側の意識をもシステムに調和したものに変わっていく。システムの存在の自明性が当然視されていけばいくほど、この制度的秩序はより安定し強固なものとなる。いうまでもなく、これはかつて疎外という概念で語られてきたことでもある。

若干余談的になるが、システム主導に調和するこうした意識の動きは実はすでに準備されてきていると思えなくもない。つまり、ゴールドプランはサービスメニューの提示と個別整備目標の数値化、さらには10年という時間設定により、一つの枠組み、パッケージとして国民に提示され、国民の意識もその枠組みを前提に目標がいかに達成されつつあるかに向けられるようになったからである。逆にいえば、ゴールドプランに盛り込まれていない部分に関しては関心も稀薄なものとなってきているのではないだろうか。この点を理解するには、例えば、新ゴールドプランが仮に計画通りに達成されたとして、それによって解決される問題が何であり、それでもなお残る問題は何であるのかという問いを現時点で提起さえすれば十分である。

先に指摘したように、保険としてカバーする部

分の背景に潜在的守備範囲があることを考えると、この問題は決して現時点で看過すべきではなかろう。なぜなら、そこは保険の枠組みの外に位置し、つまり、保険ではカバーできないが日常生活を支えるためには必要な援助と考えられる部分に対応するのであるから、現実には家族やさまざまな住民参加型の活動、あるいは、営利事業者なども含めた多様というよりは雑多に近い組織や団体、事業者と連携を取らざるをえなくなるからである。こうなるとコーディネーターというより、本来的な意味におけるマネジャーの仕事であり、この論文で質的調査の実施者として想定している実務者にはそうした役割の人たちも当然含まれる。

さらにいえば、社会的立場の異なる人々を緩やかに組織していく世界は現象としては人間と人間のやりとり、すなわち社会的相互作用によって成り立つわけであり、後述するように本稿で論ずるGT法はこの点でも注目に値するものである。

2 構造化されたジレンマとその不可視化

本稿ではケアサービスという言葉を用いるが、これは次のような意図による。社会福祉領域において、近年、選別主義から普遍主義への福祉理念の転換や社会サービスとしての福祉などの主張を受けて、これまでの処遇という表現をサービスとして捉えようとする動きが出てきている。また、実際の援助をケアとして捉える視点も提示されてきている（例えば、木下，1989，1993）。こうした動きを全体として受ける形でケアサービスと呼ぶことも可能ではあるが、筆者はむしろ意味的緊張をはらむものとしてケアサービスという言葉を使用していきたいと考えている。すなわち、一つの対人的援助現象に対して相異なる準拠点からアプローチするために、一語にその両者を込めるという判断である。いうまでもなく、一方に、当事者性を前提に利用者個人の側に立脚する個別性重視のケア概念をおき、他方には、制度とシステムの側からみたときの一般的概念であるサービスをおくと、現実の援助は、とりわけ公的であればあるほど、この接点に位置づけられることになる。しかし、この接点とは、援助者として実際にそ

こに身をおく人間にとっては“構造化されたジレンマ”として現出する傾向にある。個別性重視の視点と制度とシステムの一員として規定されてくる立場は本質的に一致することはないのであって、常にズレを生ずる。つまり、一方では、その人らしさに適した援助は限りなく個別的な内容になるのに対して、システムとして提供される援助は標準化を志向することになるからである。しかも、この個別性と標準化の関係はシステムが成熟すれば前者は後者に組み込まれるかという、そうではないであろう。高齢者の場合にとくに強調されるべきなのだが、利用者がひとりの人間として個別的であることを考慮に入れない限り在宅生活の援助は現実的課題として成立しにくいという立場からみると、個別性は標準化とは本質的に馴染まない独自性をもつものであり、その前提にたつ援助の関係は、イリイチの言葉を借りればヴァナキュラー的性格を有するものとなろう。

だから、在宅生活の高齢者を対象にその日常生活を援助しようとすると、一方ではサービスがシステムティックに提供されるようになっていく中で、他方では、それらを組み合わせた援助は単なるサービスの集積としてではなく、ゲシュタルト的転換によりヴァナキュラー的性格をもつようになる…これが、高齢化を一つの主要特性とする高度産業社会に特徴的なヒューマンサービスのダイナミズムであり、その転換接点に位置するのが、あるいはそのダイナミズムを理解し演出できるのが本稿で調査主体として想定しているような実務者ではなかろうか。

そして、その際不可欠な要素が、機能化しきらない援助的関係性、システムの合理性に解釈されきることのない、個別的当事者間で意味を持ちうる関係性であろう。しかし、このように理解するためには、ケアとサービスの対極性を高齢者をめぐる今日の社会背景の文脈において読み取らなくてはならない。

少し論点を戻すと、おそらくこのジレンマはどのような形においても、本質的に解消困難なものともみられるべきかもしれない。ヴァナキュラー化のダイナミズムという解釈も、一つの仮説的イメージ

であるといえはその通りである。したがって、実務者がそれをジレンマとして受け止め続けていく感性とそれがまた構造化されたものであることを理解できる知性を獲得することが分岐点となろう。

ケアサービスという一語にこの対極的視点をもたせることにこだわるのは、現在、介護保険制度のもとでサービス面が強調されており、その面が強調されればされるほどケアの視点が稀薄になるのではないかと危惧しているからである。ケアの視点が制度的に保証されていくかのように思われがちだからである。とくに、利用者の権利、サービスの選択、自己決定といった概念により新たな利用者像が設定、導入され、そこでのコミュニケーションによりケアへのシステム対応が可能であるかのような錯覚が生じかねない。その結果、利用者が応分の負担と責任を担うものと位置づけられることにより、これまでジレンマとして認識されてきた部分が利用者側へと投影されるのであれば、ジレンマの意識自体が援助者側から薄らいでいくのではないかと予想されるのである。

III 数量的研究と質的研究

これまで高齢者ケアサービスをめぐる状況について整理してきたのであるが、次に、数量的研究と質的研究について対比的にまとめておきたい。社会調査は一般に、数量的研究と質的研究に大別されているのだが、両者の区別は比較的明確であるが、質的研究に関しては多様な要素が含まれているため、本稿ではどの立場をとるのか明らかにしておく必要がある。また、数量的を定量的と、質的を定性的とそれぞれ表現する場合もあるが、どちらの組み合わせでも原語はquantitativeとqualitativeである。

研究方法論に関していずれの立場をとるかは、科学論、認識論を前提とすることになるため一般には、研究者はどちらか一方を選択することになる。ただ、主流は自然科学的モデルに立脚する数量的方法論であり、分析論理を統計学に依拠しつつパッケージ・プログラムの普及により多変量解析がずいぶん身近なものになってきた。また、最

近ではカテゴリカルな質的データもダミー変数として数量化できるので、数量的方法論の適用範囲はこの意味でも広がってきた。

これに対して、質的研究法と総称されるものの中には、実証的で帰納的なものから解釈学的なものまで相当の幅があり、科学論と認識論のレベルにおいてすら多様な立場が含まれる。そこに共通項を求めるとすれば、さしづめ、扱うデータが観察記録や面接記録などのように専ら言葉で表現された質的なものであることと、分析の方法が意味の解釈に力点をおいていること、そして、研究報告が叙述的分析の形をとることであろう。

数量的方法論か質的方法論かに関しては、個々の研究論文が深く立ち入ることはまれである。これは議論すればそれ自体が主題になるということに加え、最終的にはお互いの立場を認めあう一種の住み分け合意が想定されているからである。しかし、この論文では前提のところまで一旦立ち返ってわれわれの立場を明らかにしていきたい。GT法を理解する上で、この作業が不可欠であるからである。

GT法についてはまもなく詳述するので、ここではこれが質的調査法として対人援助領域における新しい研究のあり方を提示するものであることを指摘するにとどめる。すなわち、理論と実践、研究者と現場従事者といったこれまでの分極的なあり方を克服する可能性をも射程に捉えられるものである。以下、筆者の立場を提示していく。

そこで、まず数量的、質的に分かれる前の問題として、研究とは何であるのか、いかなる活動であるのかを問わなくてはならない。研究を知の獲得を目的とした社会的活動であるという立場にたつと、次にはいかなる知を求めるのかという問題に答えなくてはならない。知の社会的意味といえはよいだろうか。換言すると、自分が知ろうとすることが社会的にどのような意義を有するのか、テーマ自体の適切さを自問しなくてはならない。プラクティカルでなくともプラグマティカルであるべきなのであって、テーマを適切に設定するためには、自分が調査しようとしている社会的場で何が問題となっているかを理解していなくてはな

らない。その上で、どのように調査したらよいのかを決めていくべきである。だが、これはバランスの問題であるが、思ったほど簡単なことではない。

若干先回りして述べると、社会的場において何が問題であるかの判断を的確に行いうるのはそこにいる人たちであり、しかも、それに対して分析的なアプローチが取れば、種々の制約のため程度の問題は残るにしてもその結果は問題解決につながる。アクション・リサーチと呼んでもよいのだが、調査研究と実践的問題解決とが無理なく一体化しやすい点もGT法の特徴である。

ところで、アメリカの社会学者で中範囲理論の提唱者にして、GT法にとっては後見人的位置にあるロバート・マートンは、このバランスのむずかしさを次の有名な表現にしている。

実証を重んじ調査データを重視する「アメリカ種」の知識社会学は、自分たちが言っていることが重要かどうかはわからないが、少なくともそれは真実である、といえるのに対して、ドイツを中心とする「ヨーロッパ種」の知識社会学は、自分たちの言っていることが真実かどうかはわからないが、少なくともそれは重要なことである、といえる。(西原, 1994, p. 69, 強調は西原による)

ここでは、少し触れたようにGT法はマートンの指摘に正面から応えようとするものであることを指摘しておこう。

次に、データとは何かについても簡単に述べておきたい。実証的な研究である以上、データの収集と分析がその根幹をなすのはいうまでもない。しかし、データとは何かと改めて問うと、簡単に答えにくいのではないだろうか。

データとは互いに異なる二つの要素から定義され、それゆえに、常に不完全なものと考えられる。一つは、データとは研究対象である複雑な現実を忠実に反映したものでなくてはならないことであり、もう一つの要素は、データとは分析のために必要な形に置き換えられたものでなくてはならないということである。現実を完全に置き換えるのは不可能であるが、さりとてデータの形にしない

ことには研究自体ができないという関係である。

データは本質的に不完全なものであり、数量的であれ質的であれ、所詮は不完全な作業をやっているということである。この点はとくに高度な数量解析の場合には留意しておくべきであろう。なぜなら、データの形は分析方法の側から規定される傾向が強いためと、一旦データ化されてしまうとそれが現実を忠実に反映したものであるという前提にたって分析が進められるからである。この点は逆にいえば、研究結果が現実になかなか還元できないことの重要な一つの理由がこの部分にあるということでもある。だから、データの不完全さを認識していれば、先に述べた、どういう知を必要とするかという点を検討しやすくなるので、研究全体をコントロールしがなら行うことができるのである。

分析とは、したがって、そうしたデータを体系的に圧縮していき、儉約性の原則により簡潔にまとめていくことといえよう。数量的研究であれば、多くの変数をより少ない変数間関係にまとめていくことであるし、質的研究ならば、意味の解釈により多くのデータを説明できる概念を提示し、それら概念間の関係を明らかにすることである。

ところで、社会調査において質的研究が注目されるようになってきたのは、なぜであろうか。社会学におけるこうした変化というよりも、関連他領域からの動きの方がここでのわれわれの関心事である。なぜなら、前者の場合には社会学的関心のシフトという理論的な面から理解しやすいのに対して、後者では質的研究法に期待する切実な現実認識が根底にあると思えるからである。

質的研究方法論への関心は、積極的に捉えれば、高度化した数量的研究方法への批判から始まったといえよう。先にマーソンの指摘を挙げたが、重要か否か分からないことを科学的に明らかにしようとする方法論的厳密さにも関わらず、得られた研究結果が社会化されないことへのもどかしさが、人間に直接関わる臨床的領域において強く認識されてきた。人間に関わる事柄は非常に複雑であり、本来数量表現には馴染みにくいものである。

一方、消極的な見方としては、数量的方法論に

比べて質的方法論の方が習得しやすいからという思い込みもないわけではなかろう。もっとも、両者の違いは分析を依拠する論理と分析プロセスの違いなのであるが、数量的方法論の場合には体系だつて学習しないと調査そのものが遂行できなくなるのに対して、質的方法論ではよくわからなくてもなんとなく進められるからであろう。

ここでは、方法論は認識論を基礎にもつものであるから、できれば学生あるいは大学院生の頃に両方の技法を学ぶことの大事さを指摘するにとどめる。

ところで、社会学の関連領域の中で質的研究方法を積極的に試みようとしたのは、筆者の理解では、アメリカの看護学である。病を抱えた人間そのものへの関心、そして、健康問題を抱えつつ複雑な社会的現実を生きなくてはならない人間をトータルに理解しようとする立場が、看護の学問的独自性の獲得の時期に一つの可能性として提示された。

多変量解析のような高度な数量的方法論をもちいても、看護関係における「生き生きとした何か」が捉えられずにこぼれ落ちていくことへの問題意識が、看護の日常現象をよりの確に理解できる研究方法論としての質的方法論へと関心を向かわせ、その主要な流れが可能性の高いと思われたGT法への期待となっていくたのである。

この背景には、GT法の考案者であるバーニー・グレイザーとアンセルム・ストラウスの二人の社会学者がカリフォルニア大学サンフランシスコ校の看護学部 (School of Nursing) において医療社会学の先駆的研究活動を展開していったという、見落とすことのできない事実がある。彼らは研究者としてのキャリアのほとんどをそこで過ごしたのだが、その間、医療社会学の大学院課程でGT法を身につけた看護学や医療社会学の学位取得者を数多く輩出し、そうした人々が上述の研究の流れを形成していったのである。

こうした組み合わせがなければ、GT法が今日注目されているほどのものになったかどうかはわからない。つまり、これが単なるユニークなだけの研究法ではなく、研究活動のあり方に関してま

で問題提起をしていることの意味は、1960年代以降のアメリカにおいて臨床的、対人的援助領域として学問的自己確立に向けた動きに入った看護学と緊密な関係があったからとも考えられるのである。もう少し想像たくましく解釈すれば、GT法はグレイザーとストラウスという二人の社会学者と、アメリカ看護学とによって生み出されたともいえよう。

IV GT法の概要

GT法は1967年に刊行された *The Discovery of Grounded Theory* (Glaser and Strauss, 1967) によって世に問われたのであるが、それ以降主にストラウスを中心にして数多くの解説書が刊行されてきている (Glaser, 1978; Strauss, 1987; Strauss and Corbin, 1990)。また、この方法論を用いた研究のモノグラフも数多く発表されており (例えば, Glaser and Strauss, 1965; Strauss et al., 1984), GT法を学ぼうとする者にとって十分すぎるほどの文献がある。しかし、皮肉なことには、それにも関わらずこの方法は実は適切に理解されていないのではないかという印象を禁じえないのである。これらの大部分の著作がGT法の技術的側面に比重を置きすぎているためではないと考えられるのだが、その結果、学習者に分かったようで分からない、あるいは、自分が理解したことが適切なものかどうかの判断がしにくいといった戸惑いを残している。そのため、関心をもつ人は多いのだが実際にこの方法を用いて論文を完成させた人は少なく、さらに、その場合の出来映えまでとなると依然として課題が多いとみるべきであろう。

こうした不確か感を払拭しこの方法の斬新さを理解するには、その基本的特性を初めにきちんとおさえておくことである。以下、もっとも重要な点に絞って説明していく。

まず第一に、GT法は理論の生成を目的としている。だから、この方法を用いた研究はその成果を理論として提示することができる、あるいは、提示しなくてはならないというべきかもしれない。

この点の理解がなによりも肝要である。

では、GT法のいう理論とは何か。研究対象についての説明図式がこの方法のいう理論なのであり、当然ながら、自然科学モデルにおける理論とは意味が異なる。つまり、一般化する法則によって構成される理論とはまったく異なる立場なのであり、GT法における理論とは明確に限定されたものである。この限定性は積極的意味をもつ。ある一定の限られた現象についての説明図式を理論と呼ぶわけで、その出来映えは研究テーマの設定と研究対象とする現象の限定を前提にして初めて評価されるのである。なぜなら、説明図式がその責任範囲とするのはテーマによって規定されるからであり、さらには、調査に際しての場所や人数などの対象の設定にもよるからである。したがって、かなり限定された設定となるのだが、その限りにおいては数量的方法論を含め他のいかなる研究方法論よりも研究テーマに関して説明力をもてるのが、GT法の生み出す理論である。したがって、こうした特性を踏まえない批判はゲームのルールを混同しているも同然なのだが、「理論」を筆頭例に同じ研究上の用語が独自の意味付けで用いられていることもあり、誤解されやすい面のあることは否めない。

われわれは先に研究テーマを設定することの重要性を確認しているが、このようにみえてくるとその理由がよく理解できるはずである。

第二には、分析の機軸はシステムティックな継続的比較分析であり、データの収集と分析を同時進行させることである。類似性と差異性を両極におき、コーディング作業をていねいに積み上げていくことにより独自の分析概念を創出しつつ類型化をはかっていくのである。最初は、研究テーマに関連のありそうなさまざまな個別的事実をできるだけ多く拾い出し、それらから分析概念になりそうな芽を探す作業を進める。後は、この作業の密度を上げながら説明図式に整えていくのだが、もっとも重要で出来映えを大きく左右するのが、実は最初のコーディングである。

GT法では、したがって、比較を通して分析することになる。そこでカギとなるのが何を何とど

う比べるのかであるが、比較の軸になるものは作業仮説的にまとまりかけてきた分析結果となる。また、GT法の初学者にとって有効なのは、比較に当たり何を拾い、何を捨てるのかの判断で、とくにデータのうち捨てる判断を的確にできるかどうかポイントとなる。データである以上すべて何らかの点では関連しているはずであるから、そこから何を「捨てる」という判断はその時点の自分の分析内容が定まっていなくてできないからである。

第三点目として、GT法の理論はプロセスとしての理論であるということである。これは、実践に戻されその中での創造的検証に評価を委ねてよいという立場である。つまり、研究テーマに関して自分がデータの収集と分析を行った限りでは納得のいく説明図式を提示するが、それが他の社会的状況や場面においてどの程度妥当するかまでは責任は負えないのであり、そのことを一般化の限界として消極的に理解するのではなく、積極的に捉えるのである。すなわち、自分の研究結果をどのように活用するかはそれを試す側の役割なのであり、その作業がしやすいように配慮して提示すれば、それぞれの人が独自に修正をしていくという立場である。

プロセスとしての理論とは、最初にそれを提示した人間の手を離れてからも、関心をもって検証する他の人により必要な修正を施されつつより多くの社会的場で活用されていくという意味である。そこには、研究者の役割と、提示された理論を現場で活用する人たちの役割とが、いうなれば、半々で位置づけられていることになる。これは、無責任なのではなく研究者として自らの仕事にプライドと責任をもつが故に取れる態度である。

では、GT法はどのような研究に適しているのだろうか。社会的相互作用に関する研究テーマであり、なおかつ、実践的、応用的関連がある場合に有効である。規模でいえば小集団で、観察や面接によるデータが重要である、臨床的対人サービス全般がこの方法の特性を活かしやすい具体的な領域と考えられる。

もう一点、これは分析プロセスに関することで

あるがここで言及しておくべきと思えることに触れておく。それは、GT法を上手に活用するには研究対象がプロセス的性格をもっていることである。時間でも身体変化でも入退院のような場所の移動でもなんでもいいのだが、初期段階で分析の準拠軸に設定できるものがあると非常に有効である。この軸は独自の分析概念がいくつか創出されるにつれ途中で消える場合が多いが、分析作業を“離陸”させる際に役に立つものである。

V GT法の理論の特性

グレイザーとストラウスの社会学理論に対する基本的立場はGT法を下支えしているので、理解しておく必要がある。まず、彼らは社会学の中心的課題は社会的相互作用の解明にあるという立場にたち、研究が社会的現実と具体的に結びついたものであることを強調する。したがって、社会学理論とは人間行動の予測と説明を可能とするものであり、しかも、実践的应用に役立つものであるべきだという。

これを簡潔に表現したのが、fit and workである。GT法の合言葉のようなものであり、提示する理論を構成している概念は研究状況によく当てはまり、実際にそれを使おうとするときに概念が人間行動と結びつくということである。かれらがこの点を強調するのは、fitもせずworkもしない研究的知見への批判からである。厳密な手法で得られた客観的とされる知見であっても、実際状況に当てはまらなかったり、使おうとしても十分機能しなかったり、どう使用したらよいのか理解できない場合が多いからである。

GT法の理論の特性として、以下の4点が挙げられている。第一に、現実との適合性である。提示される理論は研究対象領域に当てはまらなくてはならない。注意深く収集されたデータから慎重に帰納された理論は、日常的現実には忠実なものとなる。

第二には、理解しやすいさである。当該領域にいる人々がその内容を理解できなくてはそもそも意味をなさないものであるから、オリジナルな分析概

念には難解な言葉ではなくできるだけ日常語を活かしたりインタビューの中の一語などを使う。そうすることで、分析概念は単に説明力に優れているだけでなく、覚えやすくなるから、多くの人に用いられるようになっていく。

第三には、ある特定の状況の説明で終わるのではなく、提示される理論は変化するその日常状況の多様性に対応できるだけの一般性をもたなくてはならない。多様で刻々と変化する状況に対して一般的ガイドになるところまで抽象化しなくてはならないということである。

最後に、理論は、応用する人間がコントロールできるものでなくてはならない。日常状況にいる人々が自らの判断で、ある程度自分自身や他者の行動をコントロールできなくてはならないのであり、この点は実践領域に従事する人たちにとっては非常に重要な点である。

こうした特性をもつGT法の理論は、筆者が指導したある大学院生の言葉を借りると、「これは否定しようがない」のである。正確には、否定されようがないというべきだろうが、一旦提示されるとその理論は提唱者の手を離れて社会的なものとなり、さまざまな形で修正を施されていくことになるから修正されることはあっても、また、その程度の問題もないわけではないが、完全に否定されたり他の理論にとって代わられることはまず起こらない。

換言すると、GT法の研究結果にとってもっとも厳しい評価は、提示された理論が研究対象とした社会的場の人々から関心をもたれない場合である。したがって、論文にして発表しただけではその研究はまだ終われないということであり、自分の提示した理論がその後によのように関心をもたれていくかをみなくてはならない。これは、研究する側と実践応用する側との役割を半々と設定することの前者にとっての責任であると理解しなくてはならない。本稿が想定しているように調査研究の実施者が当該現場の実務者でもある場合には、GT法により提示される理論の評価の問題はこの設定の中にすでに組み込まれているから、その意味でも彼らが自らの手で調査を行うようになるこ

とは現実的にも有効なのである。

VI GT法における分析の要点

GT法の分析の特徴は、コーディングである。最初のオープン・コーディングから順次段階的に進み、最後に関連性豊かな入れ子的体系にまとめていく。作業自体は多少複雑ではあるが、決して難解ではない。しかし、そこに落とし穴があるともいえるわけで、整理することと分析することが混同される傾向のあることも否定できない。

グレイザーとストラウスは当初は参与観察のデータに基づいて研究していたのであるが、その後、おそらく彼らが大学院生の指導を行う中で面接データを多用するようになってきた。現在GT法といえば逐語起こしの面接記録の分析から始めるもののようになっているが、そして、そのために同種のデータを用いる他の質的研究との違いが理解されにくくなっているかもしれないが、GT法は逐語記録以外の質的データからも始められることを念押ししておこう。

その上で、面接記録から分析する場合を例に説明すると、研究テーマを念頭におきつつ、記録をみていく。そして、分析概念になりそうな芽をできるだけたくさん作っていく。このとき、内容を単に要約するだけの言葉を置きやすいのだが、これは誤りである。また、最初のコーディングで出した言葉を対象にそれらを要約する言葉をみつけていくという進み方も、一見段階的に積み上げているようにみえるが、これも誤りである。

こうした誤りを自己チェックするには、自分の出した言葉がひどく平板なものになっていないかみてみるとよい。あるいは、データから目を離し自分の言葉だけをみて、それによって何を説明できそうかを考えてみる。説明力をもつためには限定性が不可欠であるから、一般的な言葉ではしまりがなくなるので、ポイントが分かれば自己チェックはむずかしくはない。最初のコーディングで出した言葉の中に少なくともいくつか「これは、いける」と思えるものがないと、その後の作業もきびしいものとなる。つまり、立体的に理解が進

んでいかななくてはならないのに、同じレベルで堂々めぐりをしていることになってしまう。

整理ではなく分析であるためには、面接記録の一方所をヒントにそれを説明できる言葉を作るのである。ということは、一つのデータから類似した、できるだけたくさんの事柄を説明できる言葉を探さなくてはならないのであり、しかも、その言葉はただ単に包括的であるだけでなく説明力をもたなくてはならない。だから、抽象的なものになるのだが、ここでのむずかしさは、あまり抽象化しすぎないこととされている点であろう。比喩的にいえば、寸止めの抽象化である。その言葉が現実の世界の何を指すのかが分かるようであり、同時に、説明力をもてる場所までは抽象的意味を有する、このバランスが要求される作業である。

したがって、最初のコーディングの際に、次のコーディングのための材料を拾い出せばいいと考え、のんびりスタートしたのではダメである。まったく逆であって、最初から勝負を賭けるつもりで望まなくてはならない。そのコツは、一つのデータから一つの分析概念を創るときに、他にその概念で説明できる場合が例えていえばあと九つあると考え、合わせて10のデータを説明できる一つの概念を考えることである。最初が肝心なのは、最初は文字どおり一つのデータからこの作業をすることになるからである。経験すると分かるが、これは実際かなりの集中力を強いられる作業である。このことは、グレイザーやストラウスらの著作において、中心的な概念が初期段階、それも相当地早く着想されているという事実と符合するものである。

進め方としては、まず作り出した言葉が果たして分析概念にまで成りうるのかどうかを検証することになるから、次にはどのようなデータを自分が必要とするかは容易に判断できるようになる。先の例示に続けると、まだデータとして得ていない九つの場合に該当することが本当にあるかどうかを検討するのである。分析しながら必要に応じて並行してデータ収集をしていくことは、この作業をさしている。

VII ま と め

高齢者のケアサービスに対して質的研究の意義を明らかにすべく、この論文ではまず調査研究の実施者を、教育や訓練、あるいは資格面などにおいて専門的力量を増してきている現場の実務者と想定し、また、現在高齢者のケアサービスをめぐって展開している社会状況を公的介護保険制度を中心におさえた上で、質的研究法の中で実践的活用を明確に意識して考案され、世界的に注目されてきているGT法について論じた。本論文の想定部分に関してさまざまな意見もあると思われるし、GT法自体が論文のテーマではなかったこともあり十分に意を尽くせない部分が残ったが、この拙稿がきっかけとなってGT法について少しでも多くの方が関心をもたれることを期待したい。

引用文献

西原和久(1994)『社会学的思考を読む』, 人間の科学社。

参考文献

- 木下康仁(1989)『老人ケアの社会学』, 医学書院。
 ———(1993)『老人ケアの人間学』, 医学書院。
 ———(1996)「老人ケアの一般理論: 前提編」『月刊総合ケア』vol. 6, no. 10, pp. 6-12
 Glaser, Barney (1978) *Theoretical Sensitivity*, The Sociology Press.
 Glaser, Barney and Anselm Strauss (1965) *Awareness of Dying*, Aldine Publishing Co. (『死のウェアネス理論と看護』木下康仁訳, 医学書院, 1988)。
 ———(1967) *The Discovery of Grounded Theory*, Aldine Publishing Co. (『データ対話型理論の発見』後藤隆, 大江春江, 水野節夫訳, 新曜社, 1996)。
 Strauss, Anselm (1987) *Qualitative Analysis for Social Scientists*, Cambridge University Press.
 Strauss, Anselm and Juliet Corbin (1990) *Basics of Qualitative Research*, SAGE Publications.
 Strauss, Anselm, et al., (1984) *Chronic Illness and Quality of Life*, 2nd edition. (『慢性疾患を生きる』南裕子監訳, 南裕子, 木下康仁, 野島佐由美訳, 医学書院, 1987)。
 (きのした・やすひと 立教大学教授)